

法人コード	A018351
法人名	公益社団法人経営・労働協会

令和 8 年度事業計画書

—令和 8 年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて—
(自令和 8 年 4 月 1 日至令和 9 年 3 月 31 日)

1 事業計画

(1) 外国人技能実習生等の受入の概況

新型コロナウイルスの猛威も令和 5 年には鎮静化し、技能実習生や特定技能外国人、留学生などの入国が再開され、令和 6 年の特定技能外国人新規入国者数は 6 万 4, 626 人で前年の約 48% の増加、技能実習生は令和 5 年の新規入国者数がコロナによる入国制限で滞留していた者が一時期に多数入国したことの反動で令和 6 年は 14 万 7, 922 人と前年より約 19% 減少しましたが、令和 7 年には増加に転じています。

上述の状況下で、令和 7 年度においても技能実習生や特定技能外国人の受入拡充に努めたところ、技能実習生の新規受入れについては、既存の企業では業績に応じて積極的な受入れを行うところがあり、他方で既存受入れ企業において技能実習生がより良い賃金を求めて他企業（特定技能）へ転職し弊協会の監理から離れるケースが前年に引き続き発生しており、弊協会の受入拡充努力の結果、令和 8 年 3 月末日の技能実習生等（特定技能を含む。）受入れ見込み数は 343 名と前年 3 月末（296 名）に比較し 47 名の増員見込みとなりました。

(2) 外国人技能実習制度から外国人育成就労制度への移行

外国人技能実習事業は弊協会における唯一の公益事業として認定されており、弊協会の中核的事业として位置づけられてきておりますが、政府では令和 4 年 11 月以降技能実習制度の抜本的な見直しの検討を開始し、技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を主眼とする育成就労制度に移行することを骨子とする技能実習法の改正法案が衆参両院での審議の結果令和 6 年 6 月 14 日に可決成立、同年 6 月 21 日に公布されました。改正法の施行は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、令和 9 年度春の施行が見込まれるので、顧客企業に対する周知も含めた新たな制度への対応を的確に実施していくこととします。

(3) 外国人育成就労制度への対応

新たな育成就労制度は、技能実習制度と異なり人手不足分野における人材確保と人材育成を目的としており、受入れ対象分野を特定技能制度と一致する産業分野に限定して設定するとしています。また人材育成に関しては、本邦への入国後、就労開始前の時点で日本語能力 A1 相当以上の試験（JLPT の N5 等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関において受講することが要件とされ、特定技能 1 号移行時には技能検定試験 3 級

又は特定技能 1 号評価試験の合格、及び日本語能力 A2 相当以上の試験（JLPT の N4 等）合格が要件とされ、また特定技能 2 号移行時には特定技能 2 号評価試験合格及び日本語能力 B1 相当以上の試験（JLPT の N3 等）合格が要件とされているなど語学能力に関する要件が新たに設定されているので、対象者の選抜から入国前の送出し機関における事前教育、さらには入国後の日本語学習支援などについて上記の要件をクリアする対応が必要となりますので、日本語教育の充実について取り組んでいきます。

さらに新たな制度においては、本人の意向による転籍が一定の条件下で認められることになっており、転籍の条件などを受入れ企業に周知を図り混乱が生じることのないよう努めることとします。

また送出し機関とも新たな制度について情報の共有を十分に図り、制度の円滑な移行に努めます。

新たな外国人育成就労制度の周知については、弊協会のホームページ改修による情報提供の充実、他の団体と協力しての制度解説本の発行などを行うこととします。

（４）育成就労生（技能実習生）及び特定技能外国人の受入拡充

育成就労生（技能実習生）及び特定技能外国人の受入拡充については、新規受入れ企業の開拓及び既存企業の受入数の拡充に組織を挙げて重点的に取り組むこととし、弊協会主催のセミナーの開催など新たな手法の実施を工夫し、可能な限り成果を出せるように尽力してまいります。

育成就労生及び特定技能外国人の受け入れ国として、新たにインドネシアを加え、必要な体制の整備を行います。

また職業紹介事業（有料及び無料）の許可を活用し、特定技能外国人の募集を行うなど紹介事業をより積極的に実施することにより、その受入拡充に努めます。

（５）教育・職能開発事業及び経営コンサルタント事業

弊協会の主力事業である外国人技能実習事業及び特定技能外国人支援事業に経営資源を注力している関係から、教育・職能開発事業及び経営コンサルタント事業については休止の状態にあります。

２ 収支予算

別添の令和 8 年度利益計画（正味財産増減計算案）をご参照ください。

３ 資金調達計画

外部からの資金調達計画はありません。

４ 設備投資の見込み

大規模な設備投資の計画はありません。